

# 令和8年度入学者選抜 川崎市立高等学校への志願について

## 1 川崎市立高等学校の学区と学区外入学許可限度数について

学区	課程	高校名	学科・コース	学区外入学許可限度数	通学区区域規則上の区分
① 川崎市内 全域	全日制	幸	普通科	募集定員の 8%以内	居住地等による (「3 川崎市立高等学校への 志願について」に記載)
		橘	普通科		
		高津	普通科		
	定時制	川崎	普通科昼間部 ※1		
		橘	普通科		
		高津	普通科		
② 県内全域	全日制	川崎	生活科学科	—	3条
			福祉科		
		幸	ビジネス教養科		
			川崎総合科学		
		総合電気科 ※2			
		電子機械科 ※2			
		建設工学科 ※2			
		デザイン科 ※2			
		橘	科学科		
			国際科		
	スポーツ科				
	定時制		川崎総合科学		
		商業科			

※1 川崎高等学校(定時制)普通科昼間部で実施する在県外国人等特別募集は、県内全域を範囲として志願が可能です。なお、上記の学区外入学許可限度数の制限は受けません。

※2 川崎総合科学高等学校(全日制)の工業に関する学科の志願者は、川崎総合科学高等学校(全)の他の工業に関する学科に対し、第2希望として志願することを認めます。

## 2 通学区区域規則上の区分について

第3条…【学区内から志願】する場合の区分

第4条…【学区外から志願】する場合の区分

第5条…【学区外から身体の状態を理由として志願する人が、志願先の高等学校長の許可を得て志願】する場合の区分

## 3 川崎市立高等学校への志願について

### (1) 全日制課程への志願について

ア 志願できる住所の要件：志願者及び保護者の住所が神奈川県内にある人

イ 1の表の①「学区が川崎市内全域の高校」の学区内・学区外からの入学許可の扱い

志願者及び保護者の住所	入学許可の扱い	通学区区域規則上の区分
住所が川崎市内	学区内での入学許可	第3条
住所が川崎市外(県内)	学区外(1の表の学区外入学許可限度数以内)での入学許可	第4条

ウ 1の表の②「学区が県内全域の高等学校」の学区・通学区区域規則上の区分について  
県内全域が学区のため、すべての志願者の通学区区域規則上の区分は、第3条となります。

### (2) 定時制課程への志願について

ア 志願できる住所又は勤務地の要件

(ア) 普通科は、神奈川県内に住所がある人又は川崎市内に勤務地がある人

(イ) 専門学科(川崎総合科学高等学校)は、神奈川県内に住所又は勤務地がある人

イ 1の表の①の学区内・学区外からの入学許可の扱い

志願者の住所、勤務地	入学許可の扱い	通学区区域規則上の区分
住所が川崎市内 又は 勤務地が川崎市内	学区内での入学許可	第3条
住所が川崎市外(県内) (川崎市内に勤務地がある人を除く)	学区外(1の表の学区外入学許可限度数以内)での入学許可	第4条

ウ 1の表の②の学区・通学区区域規則について

県内全域が学区のため、すべての志願者の通学区区域規則上の区分は、第3条となります。

#### 4 川崎市内全域を学区とする全日制の学校への志願に係る学区確認申請の例

事由番号	申請事由	具体例		学区確認申請書の申請	通学区域規則上の区分	中学校の証明・同意・確認の欄		
						項目A	項目B	項目C
1	県外から本県に転居予定の者 保護者の転勤等に伴い、志願者及び保護者が令和8年4月1日までに県内に居住する予定の者	川崎市内に転居		申請が必要 (志願資格承認申請も必要) ・学区確認申請書 (第22号様式の1) ・念書 (第23号様式) ・同居同意書 (第24号様式) (必要な方)	第3条	✓		
		川崎市外 (県内) に転居			第4条	✓	✓	
8	県内に居住し志願資格を有する者で、中学校等を卒業又は修了した者 (外国人学校等を卒業又は修了した者も含む。)	川崎市内に居住		申請省略 (項目Cにチェック) ※住民票の写し等を中学校長に提示 (本人・同居している保護者)	第3条	✓		✓
		川崎市外 (県内) に居住			第4条	✓	✓	✓
9	志願者及び保護者である父母の住所と、志願者の在学中学校等の所在地が異なる地域 (川崎市の内・外) にある、公立中学校等の在学者	志願者及び保護者の住所 川崎市内	中学校の所在地 川崎市外	申請省略 (項目Cにチェック)	第3条	✓		✓
		志願者及び保護者の住所 川崎市外 (県内)	中学校の所在地 川崎市内		第4条	✓	✓	✓
10	県内での転居予定の者 保護者の転勤等に伴い、志願者及び保護者が令和8年4月1日までに転居する予定の者 (ただし、川崎市内及び川崎市外での転居を除く。)	川崎市外 (県内) から川崎市内へ転居		申請が必要 ・学区確認申請書 (第22号様式の1) ・念書 (第23号様式) ・同居同意書 (第24号様式) (必要な方)	第3条	✓		
		川崎市内から川崎市外 (県内) へ転居			第4条	✓	✓	
11	保護者の一方と県内に居住し、保護者の他の一方が志願者と異なる地域 (川崎市の内・外) に居住している者	志願者及び保護者の一方の住所 川崎市内	保護者の他の一方の住所 川崎市外 (県内)	申請省略 (項目Cにチェック)	第3条	✓		✓
		志願者及び保護者の一方の住所 川崎市外 (県内)	保護者の他の一方の住所 川崎市内		第4条	✓	✓	✓

#### ○中学校の証明・同意・確認について

- ・中学校等は、通学区域規則上の区分が「第4条」による学区外への志願に同意する場合、項目Bにチェックを入れてください。
- ・中学校等は、学区確認申請を必要とする人のうち、申請事由が事由番号8・9・11 (定時制は事由番号15・16) の場合、学区確認を行い、項目Cにチェックを入れてください。  
※定時制やその他の事由番号、申請事由については、実施要領の64、65ページの「【別表】学区確認申請の事務手続について」で確認してください。

#### ○県内全域を学区とする学校や特別募集は、学区確認申請が不要です。

(通学区域規則上の区分は川崎市内、市外在住等に関わらず3条となります。中学校の証明・同意・確認の欄は項目Aのみとなります。)

#### 5 インターネット出願システムにおける通学区域規則上の区分の修正について

通学区域規則上の区分の修正は、中学校担任アカウントで可能です。詳しくは、インターネット出願のマニュアルでご確認ください。

問合せ先  
川崎市教育委員会事務局  
学校教育部指導課  
電話 044-200-3243

# 川崎市立高等学校の入学選考料・入学料の納付方法について

令和8年度川崎市立高等学校入学者選抜においては、一般募集（共通選抜）等はインターネット出願システムによる出願となり、募集区分により入学選考料及び入学料の納付方法が異なりますので御注意ください。

## 1 共通選抜（全日制・定時制）

### (1) 入学選考料

インターネット出願システムでの出願時に、オンライン決済によりお支払いください。

### (2) 入学料

入学先高等学校が指定する日までに、インターネット出願システムのオンライン決済によりお支払いください。

※上記(1)(2)についてオンライン決済が困難な場合は、志願先高等学校で現金納付することもできます。その際は、システム利用料はかかりません。

## 2 定通分割選抜（定時制（夜間））

### (1) 入学選考料

入学願書提出時に、志願先高等学校の窓口で現金により納付してください。

### (2) 入学料

合格者に交付する入学手続書類に同封された納付書の1枚目「納入」欄に、志願者の住所・電話番号・氏名・入学高等学校名を黒か青のボールペンで記載し、金融機関の窓口で入学料を納付の上、収入済通知書（納付書の4枚目）を入学手続書類の中にある入学料収入済証明書貼付台紙に糊付けして、入学手続時に入学先高等学校へ提出してください。

この用紙は、各校で扱われますので、折ったり汚したりしないでください。

（納入）

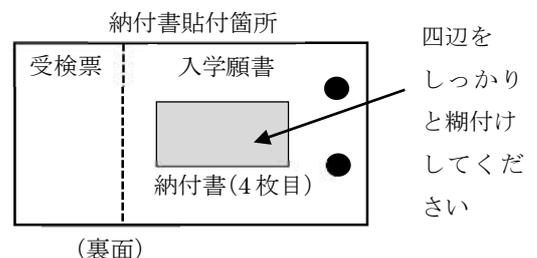
川崎市立高校（定時制）用の納付書であることを御確認ください。

志願者の住所、電話番号、氏名、中学校名を記入してください。

（納付場所）

川崎市立高校（定時制）の納付書であることを御確認ください。

なお、「収入済通知書」を紛失した、又は入学料収入済証明書貼付台紙に貼り付けるのを忘れた場合は、入学手続時に入学料を改めて現金で納付していただけますが、所定の返還手続を行っていただければ、二重に支払った入学料をお返しします。手続方法は別紙「川崎市立高等学校の入学選考料・入学料の返還手続について」を御覧ください。



### 3 二次募集（全日制・定時制（昼間部））

#### (1) 入学選考料

入学願書提出時に、志願先高等学校の窓口で現金により納付してください。

#### (2) 入学金

入学手続き時に、入学先高等学校の窓口で現金により納付してください。

### 4 志願変更をする場合

志願変更期間中に志願先を変更する場合、原則として変更先の高等学校の入学選考料を改めて納付いただきます。既に納付した入学選考料はお返ししません。ただし、川崎市立高等学校の全日制から全日制へ、又は定時制から定時制へ志願変更する場合は、再度入学選考料を支払う必要はありません。川崎市立高等学校の定時制から全日制へ志願変更する場合は、差額（1,250 円）をお支払いいただきます。全日制から定時制へ志願変更する場合は差額をお返ししませんので御注意ください。

### 5 入学選考料及び入学金の免除

川崎市では、生活保護を受けている方、保護者が災害、傷病、失業等により生活に困窮されている方に対して、入学選考料及び入学金を免除する制度があります。詳しくは別紙「川崎市立高等学校の入学選考料・入学金の免除申請について」を御覧ください。

<問合せ先>

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市教育委員会事務局総務部学事課 電話044-200-3269

# 川崎市立高等学校の入学選考料・入学料の免除申請について

生活保護受給者や市民税非課税の方、児童扶養手当を受給している方など、生活に困窮していると認められる方について、申請の上、入学選考料・入学料が免除される制度です。

## 1 入学選考料の免除申請について

### (1) 共通選抜（全日制・定時制）

申請期間：令和7年12月1日（月）から令和8年1月29日（木）まで

#### ア 令和7年12月19日（金）までの申請

申請内容に不備等がなく免除の決定となった場合、入学選考料を納付することなく出願することができます。

#### イ 令和7年12月20日（土）以降の申請

出願時に一旦、入学選考料を納付いただき、免除決定後に返還します。

※イの場合、インターネット出願システムからのオンライン決済時に別途かかるシステム利用料については返還できません。

### (2) 定通分割選抜（定時制（夜間））

申請期間：令和8年3月5日（木）から3月6日（金）まで

入学選考料は出願時、入学料は入学手続き時に一旦納付いただき、免除決定後に返還します。

### (3) 二次募集（全日制・定時制（昼間部））

申請期間：令和8年3月3日（火）から3月4日（水）まで

入学選考料は出願時、入学料は入学手続き時に一旦納付いただき、免除決定後に返還します。

## 2 入学料の免除申請について

### (1) 入学選考料と入学料を併せて免除申請する場合

上記1の申請期間に申請することができます。

また、共通選抜（全日制・定時制）区分に限り、免除決定の後、入学料を支払うことなく入学手続きを行うことができます。

### (2) 入学料のみを免除申請する場合

各選抜区分の合格発表後から入学手続終了日（志願先高等学校により異なります）までの期間に申請をすることができます。この場合、いずれの選抜区分も入学料は入学手続き時に一旦お支払いいただき、免除決定後に返還します。

なお、共通選抜の入学料納付においてインターネット出願システムから納付した場合、別途かかるシステム利用料については返還できませんので御注意ください（入学先の高等学校で現金納付する場合は、システム利用料はかかりません。）。

## 3 申請方法

スマートフォン、タブレット、PC等から e-KAWASAKI（オンライン手続かわさき）にログインして申請していただきます。

※e-KAWASAKI のアカウント登録が必要です。詳細は以下ホームページを御覧ください。e-KAWASAKI 申請ページへのリンクもページ内にございます。

「川崎市立高等学校の入学選考料及び入学料の免除について」

<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000145706.html>

※e-KAWASAKI で申請できない場合は、紙の申請書及び口座振込依頼書（上記ホームページか



らダウンロード可能です。)に必要事項を記入して申請期間内に志願先高等学校へ提出してください(郵送の場合、各申請期間最終日までの消印有効)。

※定通分割選抜及び二次募集の場合は、願書を志願先高等学校へ提出する際に併せて紙の申請書類により提出していただくことも可能です。また、入学料のみ免除申請を行う場合は、入学手続き時に紙の申請書類を提出いただくことも可能です。いずれの場合も、入学料は入学手続き時に一旦納付いただきます。

#### 4 手続方法

##### (1) e-KAWASAKI (オンライン手続かわさき) にログイン

e-KAWASAKI の個人用アカウントをお持ちでない方は、新規登録を行ってください。

##### (2) 必要な情報を入力

申請フォームに沿って必要事項を入力してください。受検学校名(受検する川崎市立高等学校)が免除の申請先となりますので、特にお間違えないよう御注意ください。

##### (3) 申請理由に応じた書類を添付

必要な添付書類の詳細は、上記ホームページ「川崎市立高等学校の入学選考料及び入学料の免除について」の「川崎市立高等学校の授業料等及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料の免除申請基準」を御参照ください。添付書類はスマートフォン等のカメラで撮影するかスキャナで読み込む等した画像(jpeg、pngファイル)又はpdfファイルを添付してください。画像が不鮮明な場合は申請を差し戻すことがありますので、記載内容が読み取れるか確認のうえ御提出ください。

(申請理由と添付する書類の例)

申請理由	添付する書類
生活保護を受給している	最新の被保護証明書(申請者と生徒の名前、受給期間が確認できるもの)
児童扶養手当を受給している	最新の児童扶養手当証書(受給者と期限が確認できるもの)
非課税世帯である	現年度(令和7年度)の非課税証明書(世帯全員が非課税であることが分かるもの)
生活に困窮している(所得が低い)	現年度(令和7年度)の課税額証明書など、所得を証明する書類(世帯員のうち所得がある人全員分)など

##### (4) 内容を確認後申請

入力内容や添付書類に不備があると申請を差し戻すことがあります(e-KAWASAKI に登録したアドレス宛てにメールが届きます)。差し戻された場合は指示に従って修正のうえ、再提出してください。申請状況についてはe-KAWASAKI のマイページから確認可能です。

##### (5) 免除の許可

審査の結果、免除を許可された方には「免除許可書」を交付します。

##### (6) 返還(一旦、入学選考料・入学料を納付後、免除決定された方のみ)

入学選考料・入学料の免除決定時に返還手続の御案内と必要書式を該当者に送付しますので、詳細はそちらで御確認ください。

<問合せ先>

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市教育委員会事務局総務部学事課

電話044-200-3269

## 令和8年度 川崎市立高等学校「入学選考料」及び「入学料」の免除申請に係る受付期間等日程表

選抜種別	入学選考料(及び入学料)免除申請受付期間 (紙申請は高等学校へ提出) ※2 ※4 ※5			募集期間 (願書受付)	合格発表	入学料免除申請受付期間 (紙申請は高等学校へ提出) ※6					
	募集期間前に免除決定となる申請期間(目安)=目安期間※1										
共通選抜 (全・定)	12/1(月)	～	1/29(木)	12/1(月)	～	12/19(金)	1/23(金)	～	1/29(木)	2/27(金)	2/27(金)～各高等学校 入学手続き期間
志願変更(全)※3 (全・定)	2/4(水)	～	2/6(金)				2/4(水)	～	2/6(金)		
二次募集 (全・定(昼間部))	3/3(火)	～	3/4(水)				3/3(火)	～	3/4(水)	3/13(金)	3/13(金)～各高等学校 入学手続き期間
二次募集志願変更※3 (全・定(昼間部))	3/5(木)	～	3/6(金)				3/5(木)	～	3/6(金)		
定通分割選抜	3/5(木)	～	3/6(金)				3/5(木)	～	3/6(金)	3/19(木)	3/19(木)～各高等学校 入学手続き期間
志願変更(定)※3			3/9(月)						3/9(月)		

- ※1 共通選抜(全・定)において、目安期間内に免除申請した場合：  
免除が決定した者について、募集期間開始までに出願システム上の免除許可登録が完了するため、志願者は入学選考料を支払うことなく出願することができる。ただし、申請内容に不備等があり志願者からの修正書類受付が同期間内に終了しなかった場合、原則として志願者は一度入学選考料を支払うものとする。
- ※2 共通選抜(全・定)において、目安期間外に免除申請した場合／二次募集・定通分割選抜において免除申請した場合：  
共通選抜(目安期間外の申請)、又は二次募集、定通分割における免除申請については、一度入学選考料を支払うものとし、免除の決定後に返還する。
- ※3 志願変更の際の入学選考料免除申請については、川崎市立以外の公立(県立など)から川崎市立へ変更した場合のみ、志願者からの申請を受け付けるものとする。
- ※4 入学選考料の免除申請について、紙による申請を希望する場合は、志願先の高等学校に提出書類一式を直接提出しなければならない。提出は郵送も可とするが、その場合の郵送料は志願者の負担とし、受付期間最終日当日の消印有効とする。
- ※5 共通選抜(全日制・定時制)において、入学選考料免除申請受付期間中に入学選考料と共に入学料の免除申請を行い、免除が決定した者のみ、入学料を支払わずに入学手続きを行うことができる。
- ※6 各選抜(全・定)において、合格発表から入学手続き期間に入学料の免除申請を行う場合は、志願者は一度入学料を支払うものとし、免除の決定後に返還する。

# 川崎市立高等学校の入学選考料・入学料の返還手続について

## I 入学選考料の返還

### 1 返還となるケース

一度納付された入学選考料は原則として返還いたしません。

ただし、以下の(1)に該当する場合は、入学選考料を返還いたします。また、(2)~(4)いずれかに該当する場合は、申請手続をしていただくことで入学選考料を返還いたします。

- (1) 申請期間内に入学選考料の免除申請をし、志願手続の際に一旦入学選考料を支払った後、免除決定された場合
- (2) 志願校が川崎市立高等学校以外の高等学校であるにもかかわらず、誤って川崎市立高等学校の入学選考料を納付してしまった場合
- (3) 川崎市立高等学校の入学選考料を納付後、願書を提出するまでの間に、志願校を川崎市立高等学校以外に変更した、志願そのものを取りやめる等により、川崎市立高等学校に願書を提出しなかった場合（願書提出後は対象外）
- (4) 入学選考料を（川崎市に）二重に納付した場合

### 2 申請期間及び申請手続について

上記1(2)~(4)いずれかに該当し、入学選考料の返還を受けようとする場合は、次のとおり返還の手続を行ってください。

#### (1) 申請期間

**各選抜種別の合格発表日まで**

#### (2) 申請手続

- ① 記入例を参考に「川崎市立高等学校入学選考料返還のための口座振込依頼書」（以下「依頼書」という。）の必要項目を記入してください。
- ② 申請期間内に、「依頼書」及び「振込先金融機関の預金通帳のコピー（口座名義がカタカナで記載されている箇所）」を川崎市教育委員会事務局総務部学事課宛て直接、郵送又は持参により提出してください。（郵送の場合は申請期間最終日の消印有効）

※定通分割・二次募集区分で、窓口にて現金支払いをされた場合は、領収書の控えが必要となります。

## II 入学料の返還

### 1 返還となるケース

一度納付された入学料は原則として返還いたしません。

ただし、以下の(1)に該当する場合は、入学料を返還いたします。また、(2)~(3)いずれかに該当する場合は、申請手続をしていただくことで入学料を返還いたします。

- (1) 申請期間内に入学料の免除申請をし、志願手続の際に一旦入学選考料を支払った後、免除決定された場合
- (2) 定通分割選抜の入学手続きにおいて、納付書により金融機関で入学料を納付後、収入済証明書の紛失又は添付漏れにより納付したことを示すことができず、高等学校での入学手続時に入学料を改めて現金で納付した場合
- (3) 入学料を（川崎市に）二重に納付した場合

## 2 申請期間及び申請手続について

上記1(2)～(3)いずれかに該当し、入学料の返還を受けようとする場合は、次のとおり返還の手続を行ってください。

- (1) 申請期間

**各高等学校の入学手続き終了日まで**

- (2) 申請手続

- ① 記入例を参考に「川崎市立高等学校入学料返還のための口座振込依頼書」（以下「依頼書」という。）の必要項目を記入してください。
- ② 申請期間内に、「依頼書」及び「振込先金融機関の預金通帳のコピー（口座名義がカタカナで記載されている箇所）」を川崎市教育委員会事務局総務部学事課宛て直接、郵送又は持参により提出してください。（郵送の場合は申請期間最終日の消印有効）

※定通分割区分で、金融機関から納付書により支払いをされた場合は、「収入済証明書（納付書の4枚目）」又は「納付書・領収書（納付書の3枚目）」が必要となります。

※「収入済証明書（納付書の4枚目）」「納付書・領収書（納付書の3枚目）」いずれも手元がない場合は、「依頼書」の裏面に、入学料を納付した日付と金融機関名・支店名を記入してください。

※定通分割・二次募集区分で、窓口にて現金支払いをされた場合は、領収書の控えが必要となります。

<問合せ先及び還付請求書等の提出先>

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市教育委員会事務局総務部学事課

電話044-200-3269